

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。)に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)について段階的に採用をすすめているところです。今般、電気装置について更なる安全性の向上を図るため、新たに「電磁両立性に係る協定規則」を採用することとしております。

また、日本国内の交通事故実態で歩行者が関与する事故の割合が増加していることに伴い、現在、自動車が歩行者に衝突した場合の歩行者頭部の保護基準に加えて、歩行者脚部についても保護する基準を導入することとしております。

その他、「年少者用補助乗車装置取付装置に係る基準」及び「旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車に係る基準」等を改正することとします。

これを受け、「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」、「装置型式指定規則」(平成10年運輸省令第66号)及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)等を改正する必要があります。

2. 改正概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正関係

- ① 電気装置に係る基準の改正(保安基準第17条の2、細目告示第21条、第99条、第177条)

「電磁両立性に係る協定規則」の採用に伴い、以下の通り改正します。

【適用範囲】

- 自動車(大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。)に備える電気装置に適用します。

【改正概要】

- 自動車に備える電気装置については、放送局や無線機が放射する電磁波に対し電気装置が安全に作動できることの要件として、国際基準と同様の以下の基準を追加します。
 - ・ 自動車に対しISO11451-2の試験方法で、周波数帯20から2000MHzで電界強度30V/m rms(平均二乗根)*の電磁波を照射して試験を行い電気装置が誤作動を起こさないこと。

※周波数帯20から2000MHzのうち90%以上で30V/m rmsを保ち、最低でも25V/m rmsを下回らないこととする。

- 現在、自動車に備える電気装置については、その発生する電磁波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれがないことの要件を設けておりますが、国際基準と同様の試験要件として、電気装置から発せられる電磁波について以下の基準を設けます。

【広帯域】

- ・ 車両と検査装置の距離が10m又は3mの距離で試験を行い、車両から発せられる電磁波の強さが表の周波数帯毎に示す電界強度の限界値以下

であること。

(10m 試験)

周波数帯 (MHz)	電界強度の限界値 (dB μ V/m)
30から75	32
75から400	32から43
400から1000	43

(3m 試験)

周波数帯 (MHz)	電界強度の限界値 (dB μ V/m)
30から75	42
75から400	42から53
400から1000	53

【狭帯域】

- ・車両と検査装置の距離が10m又は3mの距離で試験を行い、車両から発せられる電磁波の強さが表の周波数帯毎に示す電界強度の限界値以下であること。

(10m 試験)

周波数帯 (MHz)	電界強度の限界値 (dB μ V/m)
30から75	22
75から400	22から33
400から1000	33

(3m 試験)

周波数帯 (MHz)	電界強度の限界値 (dB μ V/m)
30から75	32
75から400	32から43
400から1000	43

【適用時期】平成28年5月1日以降に製作される自動車に適用します。

- ② 歩行者頭部及び脚部保護基準の導入（保安基準第18条第5項、細目告示第22条、100条、178条、別添99関係）

現行の歩行者頭部保護基準を拡充するとともに、歩行者脚部保護基準を追加します。

【適用範囲】

○ 自動車（次の自動車を除く。）に適用します。

- (1) 乗車定員10人以上の乗用自動車
- (2) 上記(1)の自動車の形状に類する自動車
- (3) 車両総重量3.5トン以下の貨物自動車（着席基準点が前車軸の横方向中心線より前方にあるもの又は着席基準点が前車軸の横方向中心線から後方に1,100mm未満の距離となる（以下「D寸法1,100mm未満」という。）ものに限る。）
- (4) 上記(3)の自動車の形状に類する自動車
- (5) 車両総重量3.5トンを超える貨物自動車
- (6) 上記(5)の自動車の形状に類する自動車
- (7) 二輪自動車
- (8) 側車付二輪自動車
- (9) カタピラ及びびそりを有する軽自動車
- (10) 大型特殊自動車
- (11) 小型特殊自動車
- (12) 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車
- (13) 被牽(けん)引自動車

【改正概要】

- 歩行者脚部保護基準の導入
基準の概要については別紙を参照。
- 適用範囲の拡大
現行、車両総重量 2.5 トンを超える貨物自動車については、歩行者頭部保護基準の適用を除外しておりましたが、今般、車両総重量 2.5 トンを超え 3.5 トン以下の貨物自動車（D 寸法 1,100mm 未満のものを除く）について、歩行者脚部保護基準の導入に併せて適用対象とすることとします。
- 歩行者頭部保護基準の強化
現行の頭部傷害基準値（HIC）はボンネット上面の試験領域の 2/3 以上の範囲で HIC1000 以下であり、それ以外の領域では HIC2000 以下でしたが、それ以外の領域の頭部傷害基準値を HIC1700 に強化します。

【適用時期】

	新型式指定車※	新型式指定車以外
①車両総重量が2.5トン以下であって、乗車定員9人以下の乗用自動車（D寸法1,100mm未満の軽乗用自動車を除く。）	平成25年4月1日以降に型式指定を受けるもの	平成30年2月24日以降の製作車
②D寸法1,100mm未満の軽乗用自動車	平成26年10月1日以降に型式指定を受けるもの	平成30年2月24日以降の製作車
③車両総重量2.5トン以下の貨物自動車（D寸法1,100mm未満のものを除く）	平成25年4月1日以降に型式指定を受けるもの	平成30年2月24日以降の製作車
④車両総重量2.5トン超であって乗車定員9人以下の乗用自動車及び車両総重量2.5トン超3.5トン以下の貨物自動車（D寸法1,100mm未満のものを除く）	平成27年2月24日以降に型式指定を受けるもの	平成31年8月24日以降の製作車

※「新型式指定車」には、自動車等の同一型式判定要領別表第1に規定する「用途」、「原動機の種類及び主要構造（排出ガス対策のために行うものに限る。）」、「軸距」及び「適合する排出ガス規制値」のみの変更により新たに型式指定を取得したものは含まれない。

- ③ 年少者用補助乗車装置取付装置（ISOFIX 取付具）の設置個数の見直し（保安基準第 22 条の 5、細目告示第 32 条、第 110 条、第 188 条関係）
年少者用補助乗車装置取付装置の設置個数について以下のとおり見直します。

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、運転者及びこれと並列な座席以外の座席を有していない自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、運転者席後方に備えられた座席であって、回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

- 現行、年少者用補助乗車装置取付装置の設置個数を二個求めているところですが、次の自動車については、その使用実態又は当該自動車の構造

の特殊性を考慮し、設置個数の規定の適用から除外します。

- ・高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車
- ・運転者席後方に備えられた座席であって、回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車

【適用時期】

- 平成23年5月1日から適用します。

④ 旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車の階段の奥行寸法の見直し（細目告示第77条、第155条、第233条関係）

【適用範囲】

- 旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車

【改正概要】

- 現在、旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車の階段の奥行寸法については、300mm以上必要としておりますが、使用形態が自家用の幼児専用車と相違がないことから自家用と同じ200mm以上に緩和します。

【適用時期】

- 平成23年4月1日より適用します。

⑤ 旅客自動車運送事業用自動車の乗降口の有効高さ寸法の見直し（細目告示第77条、第155条、第233条関係）

『「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針』（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において、タクシーの乗降口の有効高さについて検討を行って緩和するとされていたことから所要の措置を講じることとします。

【適用範囲】

- 乗客が乗降口から直接着席できる座席のための乗降口を有する旅客自動車運送事業用自動車

【改正概要】

- 現在、旅客自動車運送事業用自動車であって、乗客が乗降口から直接着席できる座席のための乗降口の有効高さ寸法については、900mm以上必要としておりますが、客室強度の向上等の観点から見直しを行い、廃止します。

【適用時期】

- 平成23年4月1日より適用します。

⑥ その他の灯火に係る基準の改正（細目告示第62条、第140条、第218条関係）

緊急自動車及び道路維持作業用自動車が作業中であることを他の交通に表示するための点滅式の電光表示器の設置ができるよう、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 緊急自動車及び道路維持作業用自動車

【改正概要】

- 取り付けることができる点滅式の橙色及び赤色の300cd超の灯火として、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に作業中であることを他の交通に表示する電光表示器を取り付けることができることとします。

【適用時期】

- 平成23年4月1日より適用します。

⑦ 指定・登録制度の見直し（細目告示第98条、第118条、第119条、第176条、第196条、第197条、第268条、第284条、別添112（新設）関係）

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新

設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、指定・登録制度について所要の見直しを行います。

【適用範囲】

○公的試験機関成績書又は性能等確認済表示により、保安基準適合性を確認する自動車等(現行と同じです。)

【改正概要】

○公的試験機関の指定にかかる規定を廃止します。

○後付消音器の試験方法等に係る規定を「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程」(平成20年国土交通省告示第1534号)から別添(新設)に移管し、同告示を廃止します。

【適用時期】

○平成23年4月1日より適用します。

- その他所要の改正を行います。

(2) 装置型式指定規則の改正関係

【改正概要】

○電磁両立性に係る協定規則の国内導入に伴い、相互承認(外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。)対象とするよう第2条(特定装置の種類)及び第5条(指定を受けたものとみなす特定装置)の改正を行います。

○第5条の「制動装置」及び「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置」の指定を受けたものとみなすことが出来る装置を明確にするための改正を行います。

(3) 道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示等の改正(第1条第2号関係)

【適用範囲】

○平成21年1月以降に製作される乗車定員10人未満の乗用車を改造して製作した日本の伝統的な装飾を施した霊柩自動車(いわゆる「宮型霊柩自動車」)であって、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに適用します。

【改正概要】

○外装基準の適用を受ける自動車については、平成29年3月31日までの間、同基準の適用を猶予することができることとしているが、今般宮型霊柩自動車について、その使用の態様が特殊であること、一般に使用される自動車と比較して、使用の頻度が極端に少なく、走行距離が少ないこと、保有台数が少ないことから平成29年4月1日以降も現状のままで走行できるよう、以下の様な制限を附すことで外装基準について地方運輸局長が基準緩和の認定ができるよう措置することとします。

(制限事項例)

- ・ 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。
- ・ 駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。

【適用時期】

○平成23年4月1日より適用します。



宮型霊柩自動車の例

3. スケジュール

公布：平成 23 年 3 月下旬	予定（上記 2. (1) ④から⑦まで及び(3)の改正)
平成 23 年 4 月下旬	予定（上記 2. (1) ①から③まで及び(2)の改正)
施行：平成 23 年 4 月 1 日	予定（上記 2. (1) ④から⑦まで及び(3)の改正)
平成 23 年 5 月 1 日	予定（上記 2. (1) ①から③まで及び(2)の改正)

※ECE規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

<http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29regs1-20.html>